ＩＤ番号：不明 住所：アルジェリア 国連制裁委員会による指定日：2004年1月16日（2008年4月7日、12月2日、2009年1月30日、2011年5月16日及び2018年2月14日に改訂） その他の情報：父親の名前はAbdelkader。母親の名前はJohra Birouh。2008年9月にフランスからアルジェリアに戻り、同国に居住している。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年7月27日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク： https://www.interpol.int/en/notice/search/un/4525545
415. ～759.　［略］
備考　表中の［ ］の記載は注記である。

○経済産業省告示第二十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成三十年三月二日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 （昭和五十三年八月五日通商産業省告示第三六〇号） 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用を増加させた財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三〇年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げられていない補助金等に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間については、別に定めたところによる。 **別表**	○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 （昭和五十三年八月五日通商産業省告示第三六〇号） 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用を増加させた財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三〇年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げられていない補助金等に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間については、別に定めたところによる。 **別表**

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一　アジア拠点化立地推進事業費補助金（研究開発に係るものを除く。）	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五〇
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	
アスベスト代替化対策事業費補助金			

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一　アジア拠点化立地推進事業費補助金（研究開発に係るものを除く。）	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五〇
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	
アスベスト代替化対策事業費補助金			

ＩＤ番号：不明 住所：アルジェリア 国連制裁委員会による指定日：2004年1月16日（2008年4月7日、12月2日、2009年1月30日及び2011年5月16日に改訂） その他の情報：父親の名前はAbdelkader。母親の名前はJohra Birouh。2008年11月にイタリアからアルジェリアに戻り、同国に居住している。オスマーン・ダルムシー（427. に指定した個人）の義理の息子。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年7月27日に終了した。
415. ～759.　［同左］